

## 香川県中小企業BCP策定専門家支援事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領（以下、「本要領」という）は、県内事業者の事業継続計画（以下「BCP」という。）策定等の取組を促進するとともに、地域産業の継続につなげるために、県内事業者がBCPを策定、又は既存のBCPの改善を行う際に、専門的な助言・指導を行う者（以下「専門家」という。）による支援を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

### (事業内容)

第2条 県は、BCPを策定、又は既存のBCPの改善を行う県内事業者に対して、オンラインによる専門家の支援（以下「専門家支援」という。）を行うものとする。なお、本要領に記載するBCPとは、災害等の不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画であり、次の要件を満たすものとする。

- ア 優先して継続・復旧すべき中核事業を特定していること。
- イ 緊急時における中核事業の目標復旧時間を定めておくこと。
- ウ 中核事業や復旧に係る時間などを取引先と予め協議しておくこと。
- エ 事業拠点や生産設備、仕入品調達等の代替策を決めておくこと。
- オ 全ての従業員と事業継続についてコミュニケーションを図っておくこと。

2 専門家支援は、原則として、1回あたり2時間程度とする。また、支援回数は一の事業者について同一年度につき3回を上限とする。

### (本事業の対象者)

第3条 本事業の対象となる県内事業者は、県内に本社若しくは主たる事務所を有し、次のいずれにも該当する法人とする。

- ア 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。
- イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2千人以下であること。
- ウ 組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又はア若しくはイのいずれかを満たす法人であること。

2 前項のア・イの「資本金の額又は出資の総額」は、「基本金」を有する法人については「基本金の額」と、一般財団法人については「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替えることとする。

(本事業の支援対象外となる場合)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支援対象としない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行う事業者

ウ 宗教上の組織又は団体（ただし、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けている組織又は団体であって、宿坊等を運営するものを除く。）

エ その他、不相当と認められる者

(専門家支援の費用負担)

第5条 専門家支援の実施にあたり、専門家に支払う費用は県が負担する。

(専門家支援の申請)

第6条 支援を希望する県内事業者（以下「支援希望事業者」という。）は、遅くとも専門家支援を受けようとする日の7日前までに、様式第1号（以下「支援申請書」という。）を商工労働部経営支援課長（以下「経営支援課長」という。）に提出するものとする。

(専門家の選定)

第7条 専門家は、原則として経営支援課長が支援希望事業者の希望と、専門家の状況等を踏まえて選定するものとする。

(専門家支援の実施可否の決定)

第8条 経営支援課長は、第6条に規定する支援申請書の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、予算の範囲内で専門家支援の実施の可否を決定するものとする。

2 経営支援課長は、前項により専門家支援の実施の可否を決定したときは、支援希望事業者に対して、様式第2号によりその結果を通知するものとする。

3 経営支援課長は、前項の規定による通知に併せて、適当であるとして選定した専門家（以下「選定専門家」という。）に対して、様式第3号により専門家支援を依頼するものとする。

(支援希望事業者の責務)

第9条 支援希望事業者は、選定専門家の助言・指導を受けるにあたり、選定専門家に相談すべき事項を事前に十分に検討し、効果的かつ効率的に助言・指導を得られるよう努めなければならない。

2 経営支援課長は、支援希望事業者のBCPの策定、又は既存のBCPの改善等の取組状況等を確認して、助言・指導を踏まえて適切な対応を進めていくよう、必要な指示を行うことができるものとする。

(選定専門家の責務)

第10条 選定専門家は、効果的かつ効率的な助言・指導に努めるものとする。

(終了及び完了報告)

第11条 支援希望事業者は、専門家支援を受けたときは、助言・指導の終了した日から起算して10日を経過する日までに、様式第4号による報告書(以下「終了報告書」という。)を経営支援課長に提出しなければならない。

2 選定専門家は、助言・指導が完了したときは、完了した日から起算して10日を経過するまでに、様式第5号による報告書(以下「完了報告書」という。)を経営支援課長に提出しなければならない。

3 支援希望事業者は、専門家支援によりBCPの策定、又は既存のBCPの改善が完了したときは、速やかに当該BCPを経営支援課長に提出しなければならない。ただし、企業機密に関する部分や個人情報に関する部分等については、適宜削除等をして提出して差し支えない。

(専門家支援の費用の支払)

第12条 経営支援課長は、前条の規定による終了報告書及び完了報告書の提出を受けたときは、終了報告書及び完了報告書のいずれも受理した日から起算して30日を経過する日までに、一回あたり25,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を選定専門家に支払うものとする。

2 経営支援課長は、前項の規定にかかわらず、選定専門家からの依頼又は同意を得たときは、年度を超えない範囲で県が負担する費用の額をまとめて支払うことができるものとする。

(守秘義務)

第13条 選定専門家及び選定専門家が属する組織は、専門家派遣等の実施により知り得た事業者等の秘密を厳守するとともに、自己及び組織の利益のためにこれを利用してはならない。本業務終了後も同様とする。

(支払った費用の返還)

第 14 条 県は、次の各号のいずれかが判明した場合は、支払った費用の全部又は一部について、返還を求めることができるものとする。

- (1) 専門家支援の実施において法令違反その他の不正が判明した場合
- (2) その他返還を求めるべき事由が生じた場合

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第 15 条 第 6 条及び第 11 条の規定による申請又は報告については、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請又は報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われる申請又は報告については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 16 年香川県規則第 73 号）の規定の例による。

(その他)

第 16 条 本要領に定めるもののほか、必要な事項は経営支援課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

香川県中小企業BCP策定専門家支援事業申請書

令和 年 月 日

香川県商工労働部経営支援課長 殿

所在地

名称

代表者

1 申請者の概要

(1) 法人番号
(2) 主たる業種
(3) 資本金の額または出資の総額
(4) 常時使用する従業員の数

2 当事業に関する連絡先

(1) 担当者名
(2) 電話番号
(3) メールアドレス

3 専門家からの支援希望内容

(1) 支援希望回数 回 ※上限回数は同一年度につき3回で、1回の指導時間は原則2時間程度
(2) 支援希望日 ※遅くとも、助言・指導を希望する日の7日以上前には本申請書を提出してください。 ※専門家との調整を円滑に進めるため、可能な限り複数の希望日(時間を含む)を記入してください。

(3) 支援希望内容

※BCPの策定や改善にどのような課題があると考えているかなども含め、可能な限り具体的に記載してください。

4 事業概要

(1) 設立

(2) 事業内容

(3) 沿革

(4) その他（取得している許認可や認証など）

※ 上記の項目のうち、添付書類で確認できるものについては記載不要です。

5 誓約事項

申請書の記載事項を選定専門家に提供することに同意します。

香川県中小企業BCP策定専門家支援事業実施要領第3条に該当する法人であり、同第4条の各号に該当しないことを誓約します。

6 添付書類

○履歴事項全部証明書の写し

○事業内容がわかるもの（ホームページ、会社案内等）

様式第2号(第8条関係)

第 号  
年 月 日

様

香川県商工労働部経営支援課長

香川県中小企業BCP策定専門家支援事業の可否決定について（通知）

年 月 日付けで申請のあった香川県中小企業BCP策定専門家支援事業については、下記のとおり通知します。

記

1 専門家支援の可否 可 ・ 否

2 専門家支援の実施予定内容 ※専門家支援を実施する場合に以下を記載する。

(1) 実施予定日時 令和 年 月 日 : ~ :

(2) 選定専門家

3 注意事項

- (1) 効果的な助言・指導が受けることができるよう、あらかじめ相談内容を整理しておいてください。
- (2) 専門家支援を受けた後、10日以内に様式第4号の終了報告書を提出してください。
- (3) 実施予定内容の一部又は全部に変更が生ずる場合には、その内容及び理由を添えて、速やかに県の担当者まで連絡してください。

様式第3号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

香川県商工労働部経営支援課長

香川県中小企業BCP策定専門家支援事業による助言・指導について（依頼）

香川県中小企業BCP策定専門家支援事業実施要領第8条第3項の規定に基づき、下記により助言・指導をお願いします。

記

1 支援先事業者

2 実施予定日時 令和 年 月 日 : ~ :

3 助言・指導を依頼する内容 別紙のとおり

4 謝金

謝金の額は、一回あたり25,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とし、完了後にお支払いします

5 その他

専門家支援の実施後、10日以内に様式第5号の完了報告書を提出してください。

様式第4号（第11条関係）

香川県中小企業BCP策定専門家支援事業終了報告書（事業者報告用）

令和 年 月 日

香川県商工労働部経営支援課長 殿

所在地

名称

代表者

1 専門家からの支援結果

(1) 選定専門家名
(2) 支援日時
(3) 専門家への相談内容 ※可能な限り詳細に記入してください。
(4) 専門家からの助言・指導内容 ※可能な限り詳細に記入してください。

2 今後の対応

専門家からの支援を受け、それに対する今後の対応（予定）を記入してください。

--

様式第5号（第11条関係）

香川県中小企業BCP策定専門家支援事業完了報告書（専門家報告用）

令和 年 月 日

香川県商工労働部経営支援課長 殿

所在地

名称

代表者

1 事業者への支援結果

(1) 支援先事業者
(2) 支援日時
(3) 事業者からの相談内容 ※可能な限り詳細に記入してください。
(4) 事業者への助言・指導内容 ※可能な限り詳細に記入してください。

2 今後の課題

事業者の今後の課題等を記入してください。

--